

外国株式取引に関する説明書

(2022年5月1日)



本説明書は外国株式の取引の仕組等を説明することのみを目的として作成された資料であり、外国株式取引を勧誘するものではありません。本資料は資料作成日現在の制度や情報等に基づき作成されておりますが、制度や規制等の改正等により、記載内容が予告なく変更される場合があります。

外国株式取引に関する説明書

外国株式のお取引にあたっては、口座開設時等にお渡ししている「約款・規定集」および本説明書を十分にご確認・ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様自身の判断と責任において行っていただくようお願いいたします。

I 外国株式取引概要

1. 取扱市場

国名	取引所名
米国	ニューヨーク証券取引所 (NYSE)、ナスダック (NASDAQ)
中国	香港証券取引所 (HKEx)、上海証券取引所 (SSE)
インドネシア	インドネシア証券取引所 (IDX)
シンガポール	シンガポール証券取引所 (SGX)

2. 取引チャネル（お取引形態）別の取扱市場とご注文方法

対 面：来店・訪問等により対面でのご注文が可能です。

電 話：電話によるご注文が可能です。

ネット：インターネットでのご注文が可能です。

取引チャネル 国名	オールアクセス	営業店	コールセンター	インターネット
米国	対面／電話	対面／電話	電話	電話
中国	対面／電話	対面／電話	電話	電話
インドネシア	対面／電話	対面／電話	電話	電話
シンガポール	対面／電話	対面／電話	電話	電話

3. 取扱銘柄

当社の取扱市場に上場される銘柄のうち当社が選定した銘柄となります。詳しくは、「外国証券情報」、当社ホームページをご確認ください。

※取扱銘柄は、当該個別銘柄の売買の推奨または勧誘を目的として選定したものではありません。
投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いいたします。

※取扱銘柄は、上場廃止、上場取引所および当社における取引状況その他の事由により当社がその取扱いが適当ではないと判断した場合などには、変更になる場合があります。

4. 外国株式の取引方法

外国株式のお取引方法には、「現地委託取引」と「国内店頭取引」の2通りの方法があります。

「現地委託取引」と「国内店頭取引」では、以下の通り取引形態やご負担いただくコスト等が異なりますので、以下のご説明内容を良くご確認、ご理解いただいた上、「現地委託取引」と「国内店頭取引」の選択が可能な取扱銘柄についてはお客様ご自身で取引方法を選択・決定してください。

なお、当社では現在のところ、「国内店頭取引」については米国市場の取扱銘柄の内、当社が指定した銘柄のみの取扱いとさせていただいております。また、「国内店頭取引」が可能な銘柄は、前述の取扱銘柄の変更と同様の理由で変更になる場合があります。

(1) 現地委託取引とは

お客様の売買注文を、当社が現地の証券会社に取り次ぎ、現地の証券会社を通じて外国市場において売買執行する取引方法です。

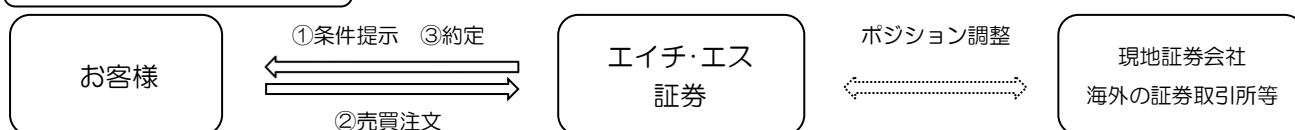
現地委託取引の流れ



(2) 国内店頭取引とは

お客様の売買注文を、当社が相手方となって、当社が提示する条件（取引価格・為替レート）で売買を成立させる取引方法（相対取引）です。

国内店頭取引の流れ



◆現地委託取引と国内店頭取引の違い

	現地委託取引	国内店頭取引
取引方法	お客様の売買注文を、当社が現地の証券会社に取り次ぎ、現地の証券会社を通じて外国市場において売買執行する取引方法	お客様の売買注文を、当社が相手方となって、当社の提示条件（店頭取引価格・為替）で売買を成立させる取引方法（相対取引）
取引銘柄	当社が選定する当社取扱銘柄	当社取扱銘柄の内、当社が指定する銘柄
国内約定日	現地での約定を当社が確認した日（通常は注文日の翌営業日）	注文日当日
国内受渡日	国内約定日から起算して3営業日目	原則国内約定日から起算して3営業日目（※1）
取引価格	海外現地市場での約定価格 ※原則指値注文、市場により成行注文可能	当社が提示する取引価格
手数料	現地委託手数料・諸経費等および国内取次手数料（※2）	現地委託手数料・諸経費等および国内における諸費用等を含めて必要な費用が取引価格に含まれているため、別途の手数料は必要ありません

※1…国内の祝日や海外市場の休場等により、変更となる場合があります。

※2…手数料等は取次先の国および取引所等により異なります。詳細は当社のホームページ、契約締結前交付書面および本書面にてご確認ください。なお、手数料等につきましては資料作成日現在のものであり、予告なく変更になる場合があります。

◆国内店頭取引における取引価格

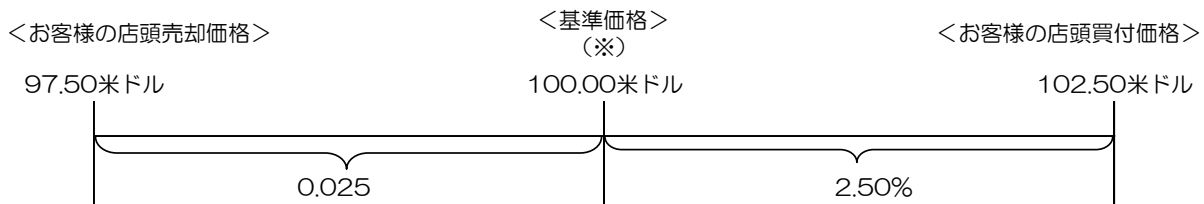
国内店頭取引において当社がお客様に提示する取引価格は、前営業日の海外取引所の終値をベースに、現地取引時間終了後の個別銘柄の時間外取引における価格変動および株価指数先物の価格変動等の市場動向等を考慮して当社が決定した価格を基準価格として、基準価格と店頭売却価格/店頭買付価格との差（スプレッド）がそれぞれ原則として2.50%（※）となるように設定しております。

※基準価格は、個別銘柄の時間外取引価格および株価指数先物価格等に急激な変化が生じた場合には、予告なく変更もしくは取引を制限させていただく場合があります。また、スプレッドについても、市況等の変動状況等に合わせて変更させていただく場合があります。

※国内店頭取引価格は、現地市場価格（委託取引で約定した場合の価格）と比べて、手数料や税金等の諸経費を考慮しても、不利（買付価格は割高/売却価格は割安）となる場合があります。

<基準価格とお客様の売値、買値のイメージ>

※基準価格が100.00米ドル、スプレッドが基準価格±2.50%の場合



(※) 前営業日の海外市場の終値をベースに、現地取引時間終了後の個別銘柄の時間外取引における価格変動および株価指数先物の価格変動等の市場動向等を考慮して当社が決定した価格

◆現地委託取引と国内店頭取引のメリット・デメリット

	現地委託取引	国内店頭取引
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 国内店頭取引と比較してコストが低い。 指値注文及び成行注文の選択が可能。 成行注文の場合、原則として全て約定する。 指値注文の場合、指値よりも有利な価格であればその価格で約定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社が受付可能な時間帯に市場を通さず、速やかに売買ができる。 前日の現地市場の動き、夜間取引、ニュース等を参考に投資判断が可能。 取引価格・為替レート・受渡金額が発注時点で確定する。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 指値に届かなかった場合には約定しない。 市場によっては個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がなく、成行注文の場合、前営業日終値と著しく異なる価格で約定する可能性がある。 注文発注時点では為替レートが確定せず、翌営業日の為替レートでの約定となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地委託取引と比較してコストが高い。 現地の引け後の時間外取引における株価動向や株価に重要な影響を及ぼすと考えられる情報が公表された場合など、情勢等によっては、取引が制限される場合がある。(ただし、この場合でも委託取引は現地市場が開いていれば可能。)

◆現地委託取引における国内委託手数料(現地委託取引でのみかかり、国内店頭取引ではかかりません。)

現地約定代金 (※)	国内委託手数料 (税込)	国内委託手数料 (税抜)
~ 100万円以下	0.880% (最低 1,650円)	0.800% (最低 1,500円)
100万円超 ~ 300万円以下	0.770% +1,100円	0.700% +1,000円
300万円超 ~ 500万円以下	0.660% +4,400円	0.600% +4,000円
500万円超 ~ 1,000万円以下	0.550% +9,900円	0.500% +9,000円
1,000万円超 ~ 3,000万円以下	0.440% +20,900円	0.400% +19,000円
3,000万円超 ~ 5,000万円以下	0.385% +37,400円	0.350% +34,000円
5,000万円超 ~	0.330% +64,900円	0.300% +59,000円

※現地約定代金は、現地約定単価に株数を乗じて算出する現地約定金額に、現地手数料及び諸費用等を加減した金額に、売買時適用為替レートを乗じて算出されます。

5. 外国株式の取引開始までの流れ

①外国証券取引口座の開設

- ✓外国株式のお取引には、外国証券取引口座の開設が必要です。（「総合取引口座」を開設されている場合には、改めての開設手続きは不要です。外国証券取引口座の開設状況がご不明な場合には、担当営業員またはお取引されている営業店にご照会ください。）
- ✓外国証券取引口座が未開設のお客様には、「外国証券取引口座開設申込書兼告知書」に自署・捺印等をいただいた上でご提出いただきます。
- ✓外国証券取引口座の開設費用および口座管理料はかかりません。

②お取引前にご確認いただく書面等

お取引を開始される前に以下の書面等をご確認ください。お手元のない書面等がございましたら、当社ホームページにてご確認くださいか、またはお気軽に担当営業員またはお取引されている営業店にご請求ください。

- ✓「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座取扱約款」
 - ・外国株式のお取引に関する権利義務を明確にするための取り決めです。
 - ・総合取引口座開設時にお渡ししている「約款・規定集」に含まれています。
- ✓「上場有価証券等書面」
 - ・外国株式のお取引に関する手数料等の諸費用およびリスク等の説明資料です。
 - ・総合取引口座開設時にお渡ししている「最良執行方針および契約締結前交付書面集」に含まれています。
- ✓「外国株式取引に関する説明書」（本書面）
 - ・外国株式の取引の仕組み、取扱市場・銘柄、主なリスクやご留意事項等の重要事項等に関する説明資料です。
- ✓その他当社が必要に応じてお渡しする書面等（該当書面等があった場合に限りです。）

③お取引前にご提出いただく書面等

- ✓「外国株式の重要事項に関する確認書」
 - ・前号②でご案内の書面等をご確認、ご理解いただいたうえでお取引をされることを事前に確認させていただくための書面です。
- ✓その他当社が必要に応じてご提出をご依頼する書面等（該当書面等があった場合に限りです。）

④売買注文の受注・執行等

- ✓外国株式のお買付けに当たっては、原則として前受金制となります。事前にお買付金額相当額（現地委託取引で約定単価・為替が注文時点で未確定の場合には概算金額）をご入金ください。
- ✓「現地委託取引」と「国内店頭取引」の選択が可能な取引銘柄については、いずれの取引方法を選択されるかお決めいただき、担当営業員にご指示ください。選択が可能な銘柄については、後述の取引市場毎の説明ページにてご確認ください。
- ✓決済方法で「円貨決済」と「外貨決済」の選択が可能な取引銘柄については、ご注文をいただく際にいずれの決済方法を選択されるかお決めいただき、担当営業員にご指示ください。選択が可能な銘柄については、後述の取引市場毎の説明ページにてご確認ください。

6. 外国株式のお取引に関する主なリスクについて

- ✓株式相場、金利水準、為替相場等の影響を受けて株価が変動することにより、投資元本を割り込むことがあります。また、取引市場によっては制限値幅がなく、株価の変動率が高い取引市場もあるため、投資元本を大きく割り込むことがあります。
- ✓発行者の業務や財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響を受けて株価が変動することにより、投資元本を割り込むことがあります。
- ✓為替相場の変動により損失を被ることがあります。

- ✓発行者が属する国の政治・経済・社会情勢等により大きな影響を受けます。また、現地規制の変更等による通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、様々なカントリーリスクが存在いたします。
- ✓新興国は、先進国と比べて経済状況、社会制度や基盤が脆弱であると考えられ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があるため、一般的に、先進国への投資に比べて各種リスクの程度がより高いといえます。
- ✓詳しくは、上場有価証券等書面をご確認ください。

7. 外国株式のお取引に関するルール等

- ✓外国株式のお取引に関するお客様と当社の権利義務に関する事項は、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」の規定によるものとします。
- ✓外国株式のお取引に関するリスク、ご負担いただく費用等、お取引の仕組みやご留意事項等については、「上場有価証券等書面」および本説明書をよくご確認ください。
- ✓各種約款、上場有価証券等書面および本説明書は、法令・諸規則等の制定または変更、その他必要が生じたときには変更されることがあります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意していただいたものとして取扱います。変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイトに掲示する方法により行うことができます。

8. 日計り取引について

当社では、外国株式の日計り取引を行うことは原則としてできません。また、米国株式について、国内店頭取引で買付けた株式を同日に現地委託取引で売付ける注文については原則として受注できません。

9. 売買規制・上場廃止の取扱いについて

- ✓海外の上場証券取引所において売買制限等が実施された場合、および当社が必要であると判断した場合には、当社における売買に制限を設けさせていただくことがあります。
- ✓現地取次業者の事情、証券市場の休場（一つの国に複数の市場がある場合で、一部の市場が休場となった場合を含む）、自然災害等により取引時間の遅延あるいは休場等の措置が実施された場合、例えば日本国内での正式な受注の後にそれらの措置が実施された場合であっても、売買の執行の遅延あるいは執行させていただけないことがあります。
- ✓当社での取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱いを停止する場合があります。
- ✓上場廃止となった場合、海外現地において、トランスファー・エージェント（株式等の所有者の記録の保管、移転・売却などの管理、口座の維持管理などを行う業者）における記帳が凍結される場合があります。そのため、当社取扱銘柄の上場廃止、破産等が海外現地で発表された場合には、状況により当該株式の移管等について制限させていただく場合がございます。

10. 株券の移管（入出庫）等について

[入庫]

当社では原則として、当社取扱いの米国株式および中国株式に限り、かつ、日本国内の証券会社からの移管である場合にのみ、当社への入庫を承ることが可能です（ただし海外の上場取引所における取引単位未満の株式は移管を承ることが出来ません）。

入庫をご希望の場合には、当社に受入れが可能な銘柄であるかを確認させていただきますので、まずは当社担当営業員等までご連絡ください。手続きに必要な書類等は移管先証券会社にご請求いたします。

[出庫]

当社では原則として、移管先（出庫先）が国内の証券会社であり、かつ、移管先証券会社が受入可能な場合に限り、当社からの出庫を承ることが可能です。

出庫をご希望の場合には、まずは移管先証券会社に受入れが可能な銘柄であることをご確認の上、当社までご連絡ください。手続きに必要な書類等をご案内いたします。

[移管（入出庫）にあたってのご留意事項]

- ✓ 現物株券による移管は承ることが出来ません。証券会社間の振替移管手続きのみ可能です。
- ✓ 移管元または移管先の証券会社は国内証券会社に限ります。海外の証券会社との移管手続きを承ることは出来ません。
- ✓ 外国株式の振替は、当社と移管元／先の証券会社のそれぞれが保管業務を委託している海外カストディ（海外保管機関）等を介して行われますので、照合手続き、事務処理等により移管完了までに相当の日数を要する場合があります。
- ✓ 移管する銘柄に対する現地の規制等により移管ができない場合があります。
- ✓ 移管に当たっては必要経費等を含めた移管手数料のご負担が生じる場合があります。

11. その他ご留意事項等

- ✓ 外国株式は、一部を除き、我が国の金融商品取引法に基づく開示が行われておりません。
- ✓ 外国株式については、お取引される市場や銘柄によっては、発行者が開示する情報の入手が遅延する、あるいは困難な場合があります、これによりお客様に不利益が生じる場合があります。
- ✓ 海外市場と日本には時差があるため、現地の取引所における取引時間帯と当社における取引時間帯が異なります。これにより、当社における取引時間外に株価等に大きな影響を与える情報等が出た場合や大幅な株価変動等が生じて、それらに対応して注文を訂正または取消等を行うことが出来ない場合があります。
- ✓ 外国株式の取引においては、取引所からの約定結果通知に基づき当社がお客様に約定連絡を行った後、事後的に個別の取引または約定報告について誤りがあつたと取引所等が判断もしくは認定した場合、約定単価または約定数量またはその両方が変更されること、およびそれ以外の調整・修正が行われること、あるいは約定が取り消されることがあります。また、取引所から「不出来（失効）」の約定結果通知を受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。
- ✓ 外貨でお預かりしている現金を円貨に換金して出金される場合には、海外現地の預託機関から送金を受けてから円貨への換金をする必要がある場合があります、その場合には通常の出金より日数がかかります。原則として円貨への換金日の翌営業日以降に当社にお届出いただいている送金先金融機関口座宛に送金させていただきます。円貨への換金の際には、当社が定める為替スプレッド相当の為替手数料をご負担いただきます。なお、円貨で送金する場合の送金手数料は、当社負担とさせていただきます。
- ✓ お客様がご希望される場合、通貨によっては外貨でお預かりしている現金を外貨で送金させていただきますことが可能です。ただしこの場合、あらかじめ当社所定の書面にて送金先金融機関口座（国内の銀行等に限ります。）の届出が必要となりますので、事前に書面をご請求いただき、当社までお届出ください。なお、外貨で送金する場合の送金手数料は、所定の費用（送金金額、為替レート、送金経路等により変わりますので事前に担当営業員またはお取引営業店にご確認ください。）をお客様にご負担いただきます。また、送金先の銀行においてリフティング・チャージその他費用等が請求される場合があります、その場合もかかる費用等はお客様のご負担となります。
- ✓ 外貨での送金が可能な通貨は当社が指定させていただく通貨のみとなり、外国株式の取扱通貨の中では米ドルのみとなります。
- ✓ 外貨でのお預り金については金利がつきません。

12. 税金について（※詳細は税理士等の専門家にご相談・ご照会ください。）

[配当所得に対する課税]

外国株式の配当所得には、当該株式等が上場されている国と日本との租税条約により定められた税率が適用されます。海外現地で源泉徴収された外国税額がある場合、その外国源泉徴収税額を控除した後の配当金額に対し、国内において国内上場株式等の配当金と同様に、合計20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用され、源泉徴収されます。その結果、国外と国内での源泉徴収税額に二重課税が生じる場合があります。

- ✓上場外国株式の配当金で、国内証券会社等を通じて支払いを受けられるものについては、その金額の多寡にかかわらず、申告不要を選択することができます。
- ✓外国株式の配当金については、配当控除の適用を受けることはできません。
- ✓海外現地源泉徴収が行われた場合、国際間の二重課税を調整するため、確定申告することにより、一定の範囲内において外国税額控除の適用が受けられます。

[譲渡所得に対する課税]

外国株式の譲渡所得は、国内上場株式等と同様に申告分離課税扱いとなり、合計20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます。

- ✓外国株式の譲渡損益は、外国株式の配当所得、国内上場株式等に係る配当所得および譲渡損益との損益通算が可能です。

[特定口座の取扱いについて]

当社では、米国株式、中国株式は特定口座でのお取扱いが可能です。

インドネシア株式、シンガポール株式については特定口座でのお取扱いはできず、一般口座のみでのお取扱いとなります。

13. 外国預託証券（DR：Depositary Receipt）について

外国預託証券（DR）とは、ある国の発行会社の株式（原株式）を海外でも流通させるために、その会社の株式を当該国の銀行等に預託し、その代替として海外で発行・流通する証券のことです。主なものに米国において発行される米国預託証券（ADR）や、欧州市場で発行されるグローバル預託証券（GDR）などがあります。

[外国預託証券（DR）の取扱いにおける主な留意事項]

- ✓DRの中には、流動性や株価情報等が少ない銘柄もあります。
- ✓当社では原則として、DRと原株式との交換はお取扱いしておりません。また、当該DRが上場廃止等の理由により原株式に強制的に交換された場合でも、当該原株式の売買をお取扱いできない場合があります。
- ✓DRは、必ずしも原株式の1株に対してDRの1単位が対応しているとは限らず、また、銘柄により対応する株数が異なります。
- ✓DRの保有者は、原則的に原株式の保有者と対等（上述の対応株数が考慮された上での対等）の権利を有します。ただし、発行会社の属する国とDRを発行した国とでは、上述の対応株数の違いに加えて、適用される為替レート、規制、日本との租税条約の内容等にも違いがあるため、配当等の金額や配当税制、株式分割等で原株式を保有する場合と違いが生じることがあります。また、銘柄ごとに発行会社と原株式の預託先銀行等との間の預託契約の内容が異なっており、同じDRに分類されるものの間でも違いが生じることがあります。

II 米国株式取引

1. 取引方法等

取引形態	対面 / 電話 (※お客様のお取引チャンネルごとに異なりますので、本説明書 1P「2. 取引チャンネル(お取引形態)別の取扱市場とご注文方法」をご参照ください。)
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	ニューヨーク証券取引所 (NYSE)、ナスダック (NASDAQ)
取引方法	現地委託取引または国内店頭取引のいずれかをお客様が選択できます。
取引形式	現地委託取引：NYSE・オークション形式 NASDAQ・マーケットメイク形式 国内店頭取引：当社との相対取引 (OTC：Over The Counter) 形式
価 格	現地委託取引：指値(値幅制限なし) / 成行(注 1) 国内店頭取引：当社が提示する店頭取引価格
有効期限	原則として当日注文のみ
取引単位	1 株単位
呼 値	1 セント単位
取引通貨	米ドル (USD)
決済方法	円貨決済 / 外貨決済 (※外国株式取引は原則として前受金制になります。)

(注 1) …米国市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとの一日の制限値幅(前日終値を基準として当日の株価の上下の動きの制限。ストップ高、ストップ安の価格のこと。)がありません。したがって、成行注文の場合、前日終値と著しく異なる価格で約定する可能性がありますので、ご注意ください。

2. 立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

(立会時間・注文受付時間)

現 地 立会時間	サマータイム(4~10月) 8:30~15:00 (日本時間 22:30~翌 5:00) 上記以外 9:30~16:00 (日本時間 23:30~翌 6:00)
国内注文 受付時間	日本時間 9:00~17:00

(休日・祝日の取扱い)

カレンダー	米国	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地が営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料(※以下は本資料作成時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。)

[現地委託取引]

現地委託取引では、まず現地約定金額(約定単価×約定株数)に対し現地手数料等がかかります。その現地手数料等を加味した現地受渡金額(円貨換算)に対して国内委託手数料がかかります。

①現地手数料・諸費用等

現地手数料 : 現地約定金額×0.15% (最低 15 米ドル)

SEC フィー : 現地約定金額×0.00051% (2022 年 5 月 12 日国内約定分まで適用)
現地約定金額×0.00229% (2022 年 5 月 13 日国内約定分から適用)

※SEC フィーは売却時のみかかる費用です。

※SEC フィーは適宜変更されます。

②国内委託手数料

現地受渡金額（円貨換算）に対して所定の国内委託手数料がかかります。

詳細は、本資料の3ページに記載されている「◆現地委託取引における国内委託手数料」をご参照ください。

[国内店頭取引]

国内店頭取引では、店頭取引価格に現地手数料・諸費用等および国内委託手数料が含まれます。店頭取引価格は、当社が決定した基準価格に対して2.5%のスプレッドを加減して算出されます。詳細は、本資料の3ページをご参照ください。

[為替手数料（為替スプレッド）] 取引通貨：米ドル

当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

現地受渡金額		買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
～	10万米ドル未満	+0.50円	-0.50円
10万米ドル以上～	50万米ドル未満	+0.25円	-0.25円
50万米ドル以上～		+0.15円	-0.15円

4. 米国居住者への売買制限について

当社では、米国の法令等との兼ね合いにより、米国人・グリーンカード（米国永住権）保有者・米国居住者^(※)の方には新規買付を制限させていただいております。

※米国居住者には、183日以上米国に滞在されている方が含まれます。また、前2年の間に米国に滞在されていた方は、前年滞在日数の1/3、前々年の滞在日数の1/6に相当する日数も183日の算出に加えられます。

5. 「外国証券情報」の公表について

当社では、米国株式の店頭取引を行っていただくに当たり、金融商品取引法の定めにより「外国証券情報」を当社ウェブサイトにて公表しております。「外国証券情報」には、各発行会社（上場会社）の基本的な情報として、事業の概要、業績の概況および直近の株価の変動状況などが記載されておりますので、ご確認ください。なお、「外国証券情報」の交付をご希望の場合には、お気軽に担当営業員までお申し付けください。

Ⅲ 中国株式取引

1. 取引方法等

取引形態	対面 / 電話 (※お客様のお取引チャンネルごとに異なりますので、本説明書 1P「2. 取引チャンネル(お取引形態)別の取扱市場とご注文方法」をご参照ください。)
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	香港市場 (HKEx)、 上海市場 (B 株) (SSE)
取引方法	現地委託取引
価 格	指値 / 成行
有効期限	原則として当日注文のみ
取引単位	銘柄毎に定められた売買単位 ※詳しくは「外国証券情報」にてご確認いただくか、担当営業員までお問い合わせください。
呼 値	別表をご参照ください。
取引通貨	香港市場：香港ドル (HKD)、 上海市場 (B 株)：米ドル (USD)
決済方法	円貨決済 / 外貨決済 (※外国株式取引は原則として前受金制になります。)

(呼値)

香港市場 (香港ドル：HKD)					上海市場 (米ドル：USD)
株価		呼値の単位			
0.01 HKD 超	～	0.25 HKD 以下		0.001 HKD	一律 0.001 USD
0.25 HKD 超	～	0.50 HKD 以下		0.005 HKD	
0.50 HKD 超	～	10.00 HKD 以下		0.010 HKD	
10.00 HKD 超	～	20.00 HKD 以下		0.020 HKD	
20.00 HKD 超	～	100.00 HKD 以下		0.050 HKD	
100.00 HKD 超	～	200.00 HKD 以下		0.100 HKD	
200.00 HKD 超	～	500.00 HKD 以下		0.200 HKD	
500.00 HKD 超	～	1,000.00 HKD 以下		0.500 HKD	
1,000.00 HKD 超	～	2,000.00 HKD 以下		1.000 HKD	
2,000.00 HKD 超	～	5,000.00 HKD 以下		2.000 HKD	
5,000.00 HKD 超	～			5.000 HKD	

2. 立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

(立会時間・注文受付時間)

取引時間帯区分	香港市場	上海市場 (B 株)
プレ・オープニング セッション	9:00～9:30 (日本時間 10:00～10:30)	9:15～9:25 (日本時間 10:15～10:25)
前場立会時間	9:30～12:00 (日本時間 10:30～13:00)	9:30～11:30 (日本時間 10:30～12:30)
後場立会時間	13:00～16:00 (日本時間 14:00～17:00)	13:00～14:57 (日本時間 14:00～15:57)
クロージング・オークション セッション	16:00～16:10 (日本時間 17:00～17:10)	14:57～15:00 (日本時間 15:57～16:00)
注文受付時間 (日本時間)	9:00～17:10	9:00～16:00

(休日・祝日の取扱い)

カレンダー	中国	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地在営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料(※以下は本資料作成時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。)

[現地委託取引]

現地委託取引では、まず現地約定金額(約定単価×約定株数)に対し現地手数料等がかかります。その現地手数料等を加味した現地受渡金額(円貨換算)に対して国内委託手数料がかかります。

①現地手数料・諸費用等

(香港市場)

- 現地手数料 : 現地約定金額×0.10% (最低 25 香港ドル)
- 印紙税 : 現地約定金額×0.13% (最低 1 香港ドル)
- 取引所税 : 現地約定金額×0.0027%
- FRC^(※)徴収金 : 現地約定金額×0.00015%
(2022年1月4日(火)国内約定分より新規適用 ※現地1月1日付改定)
- (※) FRC…Financial Reporting Council (香港財務報告協議会)
- 取引所手数料 : 現地約定金額×0.005%
- CCASS決済費用 : 現地約定金額×0.002% (最低 2 香港ドル、最高 100 香港ドル)

(上海市場 (B 株))

- 現地手数料 : 現地約定金額×0.20% (最低 10 米ドル)
- 印紙税 : 現地約定金額×0.10% (売却時のみかかります)
- 取引所手数料 : 現地約定金額×0.00487%
- 決済費用 : 現地約定金額×0.05%
- SECフィー : 現地約定金額×0.002% (売却時のみかかります)

②国内委託手数料(香港市場、上海市場 (B 株) 共通)

現地受渡金額(円貨換算)に対して以下の国内委託手数料がかかります。

詳細は、本資料の3ページに記載されている「◆現地委託取引における国内委託手数料」をご参照ください。

[為替手数料(為替スプレッド)]

当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

(香港市場) 取引通貨: 香港ドル

現地受渡金額	買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
一律	+0.15 円	-0.15 円

(上海市場 (B 株)) 取引通貨: 米ドル

現地受渡金額	買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
～ 10 万米ドル未満	+0.50 円	-0.50 円
10 万米ドル以上 ～ 50 万米ドル未満	+0.25 円	-0.25 円
50 万米ドル以上 ～	+0.15 円	-0.15 円

IV インドネシア株式取引

1. 取引方法等

取引形態	対面 / 電話 (※お客様の取引チャンネルごとに異なりますので、本説明書 1P「2. 取引チャンネル(お取引形態)別の取扱市場とご注文方法」をご参照ください。)
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	インドネシア証券取引所 (IDX)
取引方法	現地委託取引
価 格	指値のみ (現値から各株価呼値単位の上下 10 倍の範囲)
有効期限	原則として当日注文のみ
取引単位	100 株単位
呼 値	別表をご参照ください。
取引通貨	インドネシアルピア (IDR)
決済方法	円貨決済(※インドネシアルピアは海外における流通を制限している規制通貨になりますので、外貨決済はできません。ただし、売却された同日に当該売却代金により買付される場合には為替手数料が生じないように外貨決済扱いとなります。)

(呼値)

株 価 (インドネシアルピア)	呼値の単位 (インドネシアルピア)
～ 200 IDR 未満	1 IDR
200 IDR 以上 ～ 500 IDR 未満	2 IDR
500 IDR 以上 ～ 2,000 IDR 未満	5 IDR
2,000 IDR 以上 ～ 5,000 IDR 未満	10 IDR
5,000 IDR 以上 ～	25 IDR

2. 立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

(立会時間・注文受付時間)

取引時間帯区分	月曜～金曜
プレ・ オープニングセッション	8:45～9:00 (日本時間 10:45～11:00)
前場立会時間	9:00～11:30 (日本時間 11:00～13:30)
後場立会時間	13:30～14:50 (日本時間 15:30～16:50)
プレ・ クロージングセッション	14:50～15:00 (日本時間 16:50～17:00)
注文受付時間 (日本時間)	9:00～17:00

(休日・祝日の取扱い)

カレンダー	インドネシア	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地が営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料（※以下は本資料作成時点のものです。取引手数料・費用等に変更される場合があります。）
[現地委託取引]

①現地費用（対面・電話）

- 現地手数料：現地約定金額×0.50%（最低 25 シンガポールドル（SGD））
※現地決済は SGD で行われるため、シンガポールドル／インドネシアルピアのクロスレートで SGD 換算します。
- 付加価値税：現地約定金額×0.0055%
取引所税：現地約定金額×0.0333%
売却時売上税：現地約定金額×0.1%（売却時のみかかります）
保証料：現地約定金額×0.01%

※単位未済株式の売買については 22,000IDR が別途かかります。

②国内委託手数料

現地約定金額に対して以下の国内委託手数料がかかります。
詳細は、本資料の 3 ページに記載されている「◆現地委託取引における国内委託手数料」をご参照ください。

[為替手数料（為替スプレッド）] 取引通貨：インドネシアルピア

当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

現地受渡金額	買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
(100 インドネシアルピアあたり) 一律	+0.02 円	-0.02 円

V シンガポール株式取引

1. 取引方法等

取引形態	対面 / 電話 (※お客様のお取引チャンネルごとに異なりますので、本説明書 1P「2. 取引チャンネル（お取引形態）別の取扱市場とご注文方法」をご参照ください。)
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	シンガポール証券取引所（SGX）
取引方法	現地委託取引
価 格	指値のみ（現値から上下 10%以内）
有効期限	原則として当日注文のみ
取引単位	100 株単位
呼 値	別表をご参照ください。
取引通貨	シンガポールドル（SGD）
決済方法	円貨決済 / 外貨決済（※外国株式取引は原則として前受金制になります。）

（呼値）

株価 （シンガポールドル：SGD）	呼値の単位 （シンガポールドル：SGD）
～ 0.2 SGD 未満	0.001 SGD
0.2 SGD 以上 ～ 1.0 SGD 未満	0.005 SGD
1.0 SGD 以上 ～	0.010 SGD

2. 立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

（立会時間・注文受付時間）

取引時間帯区分	立会時間
プレ・オープニングセッション	8：30～9：00（日本時間 9：30～10：00）
前場	9：00～12：00（日本時間 10：00～13：00）
プレ・オープニングセッション 2	12：00～13：00（日本時間 13：00～14：00）
後場	13：00～17：00（日本時間 14：00～18：00）
プレ・クロージングセッション	17：00～17：06（日本時間 18：00～18：06）
注文受付時間（日本時間）	9：00～17：00

（休日・祝日の取扱い）

カレンダー	シンガポール	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなるのが想定される場合には、現地在営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料（※以下は本資料作成時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。）

〔現地委託取引〕

① 現地費用（対面・電話）

- 現地手数料：現地約定金額×0.08%（最低 15 シンガポールドル（SGD））
- 決済手数料：現地約定金額×0.0325%
- 取引所 Fee：現地約定金額×0.0075%

②国内委託手数料

現地約定金額に対して以下の国内委託手数料がかかります。

詳細は、本資料の3ページに記載されている「◆現地委託取引における国内委託手数料」をご参照ください。

[為替手数料（為替スプレッド）] 取引通貨：シンガポールドル

当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

現地受渡金額	買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
一律	+0.80 円	-0.80 円